

○所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成15年12月19日

規則第66号

改正 平成20年10月20日規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書)

第2条 指定管理者の指定の申請に係る申請書は、別記様式のとおりとする。

(条例第2条第2号に規定する規則で定める書面)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める書面は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書面
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例第3条の規定により指定管理者の候補者を選定する

ため、市長が必要と認める書面

(平20規則59・一部改正)

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月20日規則第59号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。